

欧州連合におけるドイツ語圏の言語政策—多様性と統一性のはざまで—¹⁾

Language Policies of German-speaking Countries in relation to the European Union

— Between uniformity and diversity

高橋 秀彰

TAKAHASHI Hideaki

キーワード：欧州連合（EU）、オーストリア、ドイツ語、標準変種、複数中心地言語

Key words: European Union, Austria, German, standard varieties, pluricentric language

Abstract

For the European Union egalitarianism is so fundamental that every official language of its member-states is to be made an official language of the EU. As a result of this language policy, there are at present 20 official languages of the EU. Among German-speaking countries, however, one can observe language policies that enhance national identity by the standardization of a particular variety of the German tongue. In this paper, the language policies of the German-speaking countries are examined in relation to the EU, and the balance between uniformity and diversity of the policies is elucidated.

1. 序

加盟国平等を根本原則とする欧州連合（EU）では、言語政策においても平等性を保障すべく各加盟国の公用語を全てEU公用語としている²⁾。ドイツ語はドイツ連邦共和国が原加盟国であったことから、欧州統合の端緒から共同体公用語の地位にあるが、最近のドイツ語圏³⁾では言語内の差異を強調する標準変種によって国家アイデンティティを構築しようとする動きが見られる。しかし、ドイツ語圏の事情ばかりでなくEU全体をも視野に入れなければ、ドイツ語の規範が分散して統一性が損なわれ、ドイツ語の影響力が低下してしまう。本稿では、複数の標準変種から成るドイツ語の多様性が、EUの言語政策とどのように調和するのかを考察する。

2. 言語政策における多様性と統一性

多言語主義を標榜するEUでは、EU公用語の選定・運用が重要なテーマになっている。多言語主義は、複数の言語が使用される状況が望ましいとする立場であって、複数の

言語が存在する状態自体を指す表現ではない。同一の地理的領域・場面で複数の言語が使用されるか、複数の言語を使用する個人が多数存在する状況は多言語主義の前提である。これに関連して、Carson (2003: 21)は、地政学的統一体に影響を及ぼす多言語状況を「マクロ多言語使用」(macro-multilingualism)あるいは「社会的(集团的)多言語使用」(societal or collective multilingualism)、個人の生活における複数の言語の相互作用に関わる状況を「ミクロ多言語使用」(micro-multilingualism)あるいは「個人的多言語使用」(individual multilingualism)と呼んでいる。言語政策においては、国際法学の術語である「属地主義」(territorial principle)と「属人主義」(personality principle)が、多言語状況の分析にも用いられている。属地主義は、違法行為が発生した場合に行行為者の国籍に関わりなく、違法行為が行われた国の法律を適用する原則であり、属人主義は、違法行為者の国籍に基づきその国内法が適用される原則である(山本 2000: 234ff.)。言語政策においては、地域・国家を基準に使用言語が規定される方針や原則は属地主義、使用言語が個人の言語能力との関わりで規定される方針や原則は属人主義と言われている。多言語使用を規定する国際機関の場合は、その本拠地がある地域・国家の公用語ではなく当該機関の公用語が問題となるので、属地主義を社会的領域にも敷衍して属地主義的多言語主義に分類されたい。Carson の分類が多言語状況を描写する際に用いられるのに対して、属地主義と属人主義は法や規則に基づく原則を示す。同一の場面で複数の言語が使用される例は、複数の言語を使用する EU など国際機関での会議や印刷物にも当てはまる。だが、多言語で行われる会議では、参加者が必ずしも多言語能力を持っているとは限らず、通訳に依存することも少なくない。このように個人的な多言語能力と結びつかない多言語使用環境も社会的多言語状況の一つとして考察が必要であろう。

以上の分類をドイツ語圏の言語政策にあてはめて、統一性と多様性について考察したい。ドイツ語は複数の標準変種の集合から構成される「複数中心地言語」(pluricentric language) (Kloss 1978: 66 f.; Clyne 1992 など) であるので、複数の国家にまたがるドイツ語の統一性と、各国家の標準変種の確立による多様性との相克を明らかにしなければならない。言語政策の類型については、Heinz Kloss による分類 (corpus planning / status planning) に依拠しながらアモン (2005: 3) は「言語コーパス政策」(Sprachkorpus-Planung) と「言語ステータス政策」(Sprachstatus-Planung) の枠組みを提唱している。本稿ではこの枠組みを用いながら

EUにおけるドイツ語圏の言語政策を概観する。

言語ステータス政策においては、ドイツ語の地位を他の言語との関係の中で向上・普及させることが中心的な課題になる。その場合は、対外的にドイツ語の統一性が重要になってくるので、ドイツ語内の多様性にとらわれ過ぎるのは好ましくない。英語圏やフランス語圏と言語政策で競合する場合は、ドイツ語圏諸国の意思統一ができていなければ効果的な対抗措置を取ることができないからである。なお、EU 全体においては、各言語の平等理念を目指す多様性への志向性と、作業効率を向上させるために作業言語⁴⁾を制限する統一への志向性との間でゆれが認められる。

一方、言語の構成単位の標準化を課題とする言語コーパス政策では、言語内の多様性をどのように記述するかを検討しなくてはならない。そこでは方言と標準語の区別や国別標準変種の確立まで含まれるので、言語学的調査にとどまらず国家のアイデンティティや威信も研究される。国家間の関係においては、他言語との関係を対照とする言語ステータス政策以外にも国別標準変種の扱いが重要になってくる。国別標準変種は国家を基準に標準変種を確立するので、属地主義的特徴を持っている。ドイツ語全体から見ると、国別標準変種の確立は多様性を志向すると言えるが、それぞれの国内では標準変種に向けて統一への志向性を持つことになる。言語コーパス政策はどのような内容であれ、対象域内の言語的平準化を推進するものなので、どうしても多様性の排除を伴う。現実には、ドイツ語圏でも従来記述されてきた標準変種の妥当性は常に検証が求められている⁵⁾。なお、各地域の変種や標準変種などをどの程度習得できるかは属人主義の領域であり、複数変種能力を持つかどうかは各個人の生活背景によってさまざまである。

このように、言語コーパス政策と言語ステータス政策のそれぞれに多様性と統一性の両面が含まれており、あるレベルでの多様化が別のレベルでは統一化を志向することもある。EU におけるドイツ語の言語ステータス政策と、国別標準変種の言語コーパス政策とは必ずしも両立するとは限らず、適正なバランスを保つ言語政策が求められている。

3. EU におけるドイツの言語政策

西ドイツとフランスの和平を目指すシューマン宣言（1951 年）はパリ条約として結実し、1952 年に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が誕生した⁶⁾。ECSC 発足に際して、フラ

ンスは共同体の公用語をフランス語にすることを提案し、イタリアとオランダの賛同を得たものの、西ドイツの強い反対によりこの提案は却下され、加盟国の4公用語（イタリア語、オランダ語、ドイツ語、フランス語）全てを共同体公用語とすることが決まった。パリ協定（1954年10月23日）の発効により西ドイツが主権を回復したのが1955年5月5日のことであるから、第2次世界大戦の敗戦国としては外交上の大きな成果と評価されよう。

ECの公用語政策に大きな影響を与えた出来事として、1973年の英国加盟に言及しておかなければならない。英国が加盟することによって、国際語としての地歩を固めつつあった英語がEC公用語になると、言語間の勢力関係に変動を来すことになるからだ。それまで外交言語としての威光のもと幅広く使用されていたフランス語も、英語との競争を視野に入れた言語政策への転換を強いられることになる。英国のEC加盟に際して、フランスのポンピドゥー大統領が英国のヒース首相から、フランス語を話せない公務員はブリュッセルに送らないとの約束を取り付けたのに対して、言語政策的に何も行わなかった西ドイツは対照的であった。西ドイツは戦後処理に取り組んでおり、ドイツ語普及に向けての政策を露骨に繰り広げられる状況にはなかったからであろう。SPD/FDP（社会民主党/自由民主党）連合政権のヴィリー・ブランド首相（在任1969年～1974年）は、東方外交を通じてソビエト連邦や東欧諸国、東ドイツとの融和に向けて大きな貢献を果たしたので⁷⁾、ドイツ語の普及を図る言語政策は停滞せざるを得なかった。Stark (2000: 98)によると、1970年に西ドイツ外務省が発表した「対外的文化政策の基本原則」ではドイツ語が外国で影響力を行使するための媒体になってはならないとの立場をとっており、言語政策の政治的意味を払拭する配慮がなされていた。それどころか、西ドイツ外務省の言語部局長であったKustererは英語とフランス語だけをEUの作業言語にすべきであると主張したほどである (ibid.: 98)。

西ドイツの言語政策に変化が見られたのは、1982年にCDU/CSU・FDP（キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟・自由民主党）連立政権に交代した後であった。CDUのヘルムート・コール首相（在任1982年～1998年）は、これまでの政権下で「失われた言語勢力を取り戻そう」（アモン2005: 21）との立場を表明して政策を遂行した。ドイツの勢力に見合ったドイツ語の地位の獲得を意図しての方針である⁸⁾。そして1993年には英語とフランス語と並んでドイツ語をEU委員会の作業言語と認めさせることに成功した。1999年にはフィンランドでの通訳を巡る対立で、ドイツ語の地位を揺さぶる出来

事があった。フィンランドがEU議長国になって、閣僚理事会の非公式会議では通訳業務を英語とフランス語、議長国のフィンランド語に限定し、従来行われていたドイツ語の通訳を拒否したのだ (Stark 2002: 202)。これに対して、ドイツとオーストリアが共同で会議をボイコットするなどして抗議した結果、フィンランドが譲歩してドイツ語の通訳を開始した。政府ばかりでなくドイツ連邦議会も、ドイツ語の作業言語化に向けて積極的に活動している⁹⁾。英語の勢力が強まる中では、言語政策上はライバル関係にあるフランスとの連携も必要になってくる。「独仏共同言語訓令」(Gemeinsame deutsch-französische Sprachenweisung, 2000年6月)によって、ドイツ語かフランス語が不利益を蒙る事例に際して、ドイツとフランスが共同して対抗処置をとる取り決めがなされた (Ammon 2003: 20)。ドイツ語とフランス語は競争関係にあるが、英語の勢力に対抗するためには協調路線が欠かせないという事情が背景にある。

4. オーストリアのEU加盟に伴う言語政策

1955年の国家条約により主権を回復したオーストリアは、40年後の1995年にEUに加盟した。オーストリアのEU加盟が決まると、「ErdäpfelsalatはErdäpfelsalatのままだ」¹⁰⁾の標語のもとにオーストリア標準変種を周知させようとの動きが活発化した。

その一環として1994年に「オーストリア・ドイツ語検定試験」(Österreichisches Sprachdiplom Deutsch, ÖSD)が開始された。ドイツのGoethe-Institutが実施するドイツ語検定試験が既に幅広く普及している中で、新たな検定試験を始める意味はどこにあるのだろうか。留学や就職でも活用される権威ある語学検定試験の実施は、外国語学習の促進に有効である。オーストリアがÖSDを開始したのは、ドイツ語はドイツだけの言語ではないということを国際的に周知させる効果があると判断したからであろう。しかしオーストリア変種を基準とするドイツ語検定試験では、受験者がオーストリアへの留学や就職を希望するドイツ語学習者に限定されてしまうので、幅広い需要は見込めない。そこでÖSDはドイツ語の複数中心地性を前面に出して、オーストリア、ドイツ、スイスの標準変種全てを考慮する試験であることを謳い文句にした点が画期的であった。さらに、Goethe-Institutの検定試験には初級レベルが無かったので、ÖSDがその空隙を補う形で初級(KID1/2)¹¹⁾から上級までの試験をカバーしたことも大きな特徴であった。初学者が受験できる唯一のドイツ語圏の試験ということで存在価値はあったといえよう。しかしGoethe-Institutも2003年に初級検定試験(Fit in

Deutsch 1/2 および Start Deutsch 1/2) を導入したことで、厳しい競争を強いられている。

対外的には、オーストリアがドイツ語の言語ステータス政策にそぐわない行為をすることがある。例えば、ブダペストでの記者会見でオーストリアの外務大臣が、ドイツ語を理解するジャーナリストたちを前にして英語で話をしたり、ドイツ代表がドイツ語で演説した後に、オーストリア財務大臣が英語で話をする (Wiesinger in Lohse 2004: 180) などの行動を取ってきた。このようにドイツから距離を置く目的でドイツ語の使用を意図的に放棄する行為は、ドイツから繰り返し批判されている (de Cillia 1997b: 254)。

言語政策として重要なのは、オーストリアの EU 加盟条約で Protokoll Nr. 10 により 23 語のオーストリア変異形¹²⁾を承認させたことである。オーストリアの公用語であるドイツ語は既に EU 公用語であったので、本来なら新たな公用語追加は発生しないはずだった。ところがオーストリアは自国のドイツ語の独自性を内外に示すために、一部の語彙を EU に追加承認させる政策をとったのである。オーストリアはこの規定の正当性を次のように説明している。

1. 北欧諸国の加盟により公用語数が増加し、通訳業務の負担も増えるが、オーストリアの加盟に際してはそのような問題は生じないので予算上の措置が不要
2. オーストリアのドイツ語には独自の語法があり、それらの保持と保護はオーストリアにとって精神的に重要な意味がある
3. Protokoll にはごく限られたオーストリアの語彙が挙げられているので、EU の負担は最小限にとどまる
4. 加盟交渉に際して、オーストリア語法の問題は、経済的な問題ではなく技術的問題として扱われるべきで、加盟条約の作成を通じて解決策が見出されるとの立場をオーストリアはとる。

(Bundesministerium für Gesundheit, Konsumentenschutz und Sport 1994, Markhardt 2005: 165)

Protokoll Nr. 10 は加盟条約の一部をなしており、国際法上の拘束力を持つ規定であるが、実際にどの程度周知されているのであろうか。Markhardt が EU 翻訳・通訳担当

官を対象に行ったアンケート調査により、オーストリア変種に関してどのような情報源を活用しているかが示されている（第1表）。

EU による語彙集 ¹³⁾	23
Ebner 1998 ¹⁴⁾	10
Österreichisches Wörterbuch (ÖWB)	5
オーストリア人（友人、同僚）	4
辞書（Wahrig 等）	3
Bundeskanzleramt (Hrsg.) 1992 ¹⁵⁾	1
Russwurm und Schoeller 1997 ¹⁶⁾	1
自分で作成したリスト	1

第1表：EU 翻訳・通訳担当官が利用するオーストリア変種の情報源（Markhardt 2005: 256）

調査結果によると、EU 内で刊行された語彙集が最も活用されていることがわかる。ドイツ語に他の言語から翻訳・通訳する場合は、必要最小限の語彙が収録された語彙集を利用するのが効率よいが、逆にオーストリア変種から他の言語に翻訳・通訳する場合は、幅広くオーストリア変種を収録した辞典でないと対応できない。第2位、第3位にはこのような辞典が挙げられている。Ebner (1998)は言語学的調査に基づいて編纂された小辞典で、ドイツの Duden 編集部から刊行されている。ÖWB はオーストリアの公認辞典であるにもかかわらず、EU ではあまり認知されていないようだ。

さて、Protokoll Nr. 10 によって 23 語を公認させた政策はどのように評価されたのだろうか。Protokoll Nr. 10 はオーストリア変異形をドイツの変異形と対等であると国際的に承認させた唯一の規定（de Cillia 1997a: 124）として、オーストリアの言語政策史上、特筆に価する成果であったことは間違いないだろう。しかし、この 23 語の選定が適切であったかを疑問視する指摘（Pohl 1997: 81）もあり、個々の語のオーストリアにおける使用頻度や認知度に関する言語学的調査が求められるだろう。また、わずか 23 語が認可されたに過ぎず、オーストリア公認の ÖWB を EU でも公認させられなかったことを嘆く声（Muhr 2003: 200）もある。このような批判があるとしても、ドイツと同じドイツ語圏にありながら、オーストリア標準変種をアピールする政策としては現実的であったと評価できよう。農業政策で必要な語彙の一部が選ばれたに過ぎないという点で、オーストリアには不満が残る部分があるかもしれないが、数を増やしすぎると翻訳・通訳者の負担が増して、結局は現実に運用できなくなってしまう

恐れもあるからだ。そういう意味では、最小限の23語にとどめて確実に使用される方が言語政策上は好ましいと言えよう。しかし、これによってオーストリアの思惑通りにオーストリア標準変種を周知させられるとは考えられない。標準変種は文法、発音、語彙など多面的な構造の中で規定されるものであって、一部の語彙だけで標準変種間の相違まで論じることにはできないからである。また、EUにはドイツ語以外にも複数中心地言語が存在し、多言語主義と並んで「多変種主義」まで推進しなければならないとなると、他の言語まで巻き込んだ議論が必要になってしまう¹⁷⁾。多変種主義を徹底して翻訳・通訳にも反映させる言語政策はEU全体に波紋を投げかけることにもなりかねない。さらに、変種レベルでの言語権が包括的に承認されるようなことになれば、少数言語の保障問題が浮上するのは必至である。そうすると、20もの公用語の翻訳・通訳業務で苦慮しているEUにとって、公用語、変種、少数言語全ての言語権を保障する言語政策は現実的ではない。このように、ドイツ語の標準変種の扱いをEUレベルで正面から議論すれば、EU全体の言語政策を根底から揺るがすことになりかねず、解決のための学問的基盤が整っていない現状では問題の拡大を抑える他ないだろう。

5. 多様性と統一性の間でせめぎ合う言語政策

言語中心地間には（標準）変種としての相違があるが、あくまでも同一言語としての規範化が前提となっている。変種間の相違を強調して規範化することにより標準変種が確立されるのだが、言語政策によって新たな言語に作り変えることも可能である。同一言語内にとどまる形で規範化を行うか、新たな言語として独立するかは、その国がおかれた状況を基に判断して決められる。オランダが独立国としてのアイデンティティー確立の一環として、低地ドイツ語をもとにオランダ語を「造成」(Ausbau) (Kloss 1978: 23 ff.)した事例は特に有名で、変種から言語を造成する現象は一般に「オランダ化」(Hollandisierung)とも呼ばれている。

オーストリアによる言語政策は、オーストリア標準変種の確立と普及に努める言語コーパス政策を中心とするものであると評価できる。この政策をEUの多言語主義政策に呼応させることで、Protokoll No. 10の実現を成功させることができた。オーストリア国内にも言語的多様性があることを考えれば、国内的には統一への動きと考えられるが¹⁸⁾、国際的には複数のドイツ語変種を主張する多変種主義であり多様性を志向す

る政策と考えられよう。

一方、ドイツの言語政策にはどのような傾向が見られるだろうか。1871年に誕生したドイツ帝国は22の君主国と3自由市から成り立つ連邦国家で、言語的にも多様な地域方言を抱えていた。そのために、統一国家として言語の標準化が喫緊の課題として推進され、正書法や正音法などの規範化が着々と行われた。こうして作られてきたドイツの言語規範は他のドイツ語圏にも影響を及ぼしたが、ドイツのドイツ語を基準に標準化されているので、オーストリアやスイスの変種は「非標準形」と位置づけられてしまうことになった。このことが、ドイツのドイツ語こそが標準語であるとの神話が広まる要因にもなっている。

言語コーパス政策レベルでの特徴は、ドイツ語の統一に向けて言語政策を遂行する中で、他のドイツ語圏の変種をほとんど顧慮せず、ドイツ国内の状況を中心に調査ならびに規範化をしてきた点にある。同時に、EU内ではドイツ語の地位向上に向けて他の言語との競争関係を視野に入れた言語政策を展開している点も重要である。EU公務員が最も使用する言語は英語とフランス語であるが(Quell 1998: 299; Schloßmacher 1996 など)、英語の影響力はさらに拡大しつつある。英語の突出を警戒するフランスと協調しつつ、ドイツ語の作業言語としての地位確立と使用域拡大に努めるなど、言語ステータス政策が今後さらに重要になってくるであろう。

複数の国家で使用される複数中心地言語においては、各言語中心地の政治・経済・文化的な条件により変種間の勢力に不均衡が生じる。ドイツ語圏変種の最上位にあるドイツは、言語ステータス政策では他言語との競争を考慮して全体の統一性を前提とする政策を中心にしている。あるいはドイツのドイツ語が中心であるという点に疑念を持たず、他国のドイツ語変種を度外視しているという意識すらなかったのかもしれない。一方、下位に位置するオーストリアにおいては、自らの標準変種確立を通じて上位変種に対抗する言語政策が際立つ。だが言語レベルでドイツ語の地位が危うくなると、ドイツと協調して行動することもあり、オーストリアの言語政策はオーストリア変種とドイツ語全体の間で国益に応じて揺れ動いている。

2005年5月にEU加盟した東・中欧では、ドイツ語が英語と並ぶ重要な外国語であることが統計上も明らかだが、そこでも英語の伸張は目覚しい(高橋 2005: 42 f.)。ドイツ語普及政策を東・中欧諸国で遂行するには、東・中欧4カ国¹⁹⁾の国境と接するオーストリアの役割が重要になってくる。ところが、歴史的にオーストリアと密接な関係

にあるハンガリーでも、ドイツ語学習を目的に留学するなら隣国のオーストリアではなくドイツを希望する学生が多いようだ²⁰⁾。オーストリアでは、ドイツ語の統一性にも配慮した上で、近隣諸国を意識したドイツ語教育プログラムの充実も含めた言語ステータス政策の展開も望まれよう。プロイセンとオーストリアが合邦する大ドイツ主義が潰えたからには、ドイツとオーストリアは同じ言語を使いながらも別の国として歩んで行かなければならない。オーストリアが自らの言語変種によって国家のアイデンティティー確立を企てる以上、言語規範をドイツと全面的に共有することは難しい。弱い立場にある変種国は多様性を求め、強い立場にある変種国は統一性を求めるという相反する志向性がせめぎ合う中で、EUに包摂される言語政策が模索されている。

注

- 1) 本稿は日本言語政策学会第7回大会で行った口頭発表を敷衍して執筆したものである。なお、本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C)(2003年度～2006年度、課題番号16520268)の助成を受け行ったものであることを記して謝意を表する。
- 2) EU理事会規則第1号(1958年4月15日)を新加盟国があるごとに更新することでEU公用語を認定する。複数の公用語を擁する国については、1言語のみをEU公用語として求めることができる。
- 3) ドイツ語を公用語とする国は、ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、イタリア、ベルギーの7カ国であるが、公用語の位置づけは様々である。この中でドイツ語が主要な公用語となっていて標準化が進められている国はドイツとオーストリア、スイスであり、これら3国の言語政策並びに言語規範は他のドイツ語圏にも影響を及ぼしている。本稿では、EU内のドイツ語圏として、ドイツとオーストリアの言語政策に着目して考察する。なお、スイスはEUに加盟していないので、スイスの言語政策には言及しない。
- 4) EU公用語の平等はEUの基本理念ではあるが、全公用語を常に均等に使用することは事実上不可能である。実際の職務で使用される言語は限られており、現在は英語とフランス語が中心的な役割を果たしている。このように運用レベルで使用される言語は作業言語(working language)と呼ばれている。
- 5) 現代ドイツ語は、19世紀末からドイツ北部の変種を中心に成文規範化されてきたので、ドイツ語圏南部の変種には十分な配慮がなされていなかった(本稿第5節参照)。しかし、複数中心地言語としてのドイツ語研究が進むにつれて、標準変種の多様性が辞書記述などにも徐々に反映されてきた。すると今度は、標準形式の認定基準が多面的になり、標準形と非標準形の境界領域にある言語形式の妥当な分類が新たな課題になっている。
- 6) さらに共同市場の構築へ向けて経済的な統合を推進すべく、ローマ条約により、1958年には欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(EURATOM)が発足し、欧州共同体の三本柱が完成した。1967年にはECSC・EEC・EURATOMの3共同体諸機関を統合してEC(The European Communities)へと発展していく。
- 7) 1970年の独ソ条約、独ポーランド条約、1972年の東西ドイツ間の基本協定など。
- 8) EU内でドイツのGDP(国内総生産)と人口は1位であり、母語話者数がEU内で最も多い言語はドイツ語である。

- 9) Bundestagsdrucksache (2003) Deutscher Bundestag 15/330, 15/151, 15/1574, 15/468 など。
- 10) “Erdäpfelsalat bleibt Erdäpfelsalat”. *Erdäpfelsalat* はドイツの *Kartoffelsalat* に対応するオーストリア変異形で「ポテトサラダ」を表わす。
- 11) Common European Framework of Reference for Languages の A1、A2 レベルに対応。
- 12) Beiried, Eierschwammerl, Erdäpfel, Faschiertes, Fisolen, Grammeln, Hüferl, Karfiol, Kohlsprosen, Kren, Lungenbraten, Marillen, Melanzani, Nuß, Obers, Paradeiser, Powidl, Ribisel, Rostbraten, Schlögel, Topfen, Vogerlsalat, Weichseln の 23 語。
- 13) Markhardt 自身が EU 委員会の翻訳部門 (SdT) で研修生として勤務した際に 1993 年に作成した語彙集 (Markhardt, H. *Ausdrücke des öffentlichen Bereichs in Österreich*; 160 ページ) と、1994 年に発行された通訳部門 (SCIC) の語彙集 (*Austriazismen mit Deckblatt des SCIC120*; 6 ページ) が挙げられている。
- 14) Ebner, Jakob (1998). *Wie sagt man in Österreich? Wörterbuch des Österreichischen Wörterbuch*. Mannheim; Wien.
- 15) Bundeskanzleramt (Hrsg.) (1992). *Die öffentliche Verwaltung in Österreich*. Wien.
- 16) Russwurm, H. und A. Schoeller. (1997). *Österreichisches Rechtswörterbuch*.
- 17) 例えばフランス語はフランス以外にもベルギーやルクセンブルクなどでも公用語として使用されているし、スウェーデン語はスウェーデン以外にフィンランドでも公用語である。
- 18) オーストリア国内にも言語的多様性があり、ウィーンの変種を中心とする規範化への批判がある (Forer und Moser 1988, Metzler 1988 など)。
- 19) チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニアの 4 カ国。
- 20) Zsuzsa Marlok (ブダペスト近郊の Péter-Pázmány 大学) からの聞き取り調査 (2005 年 3 月) による。

参考文献

- ウルリヒ・アモン (高橋秀彰訳) (2005) 「欧州連合 (EU) における言語政策—ドイツ語を特に考慮して」 杉谷他編著『ドイツ語が織りなす社会と文化』関西大学出版部 3-28.
- フロリアン・クルマス (山下公子訳) (1987) 『言語と国家』岩波書店
- 高橋秀彰 (2005) 「欧州の統一と多言語主義—拡大と多様化の中で」 杉谷他編著『ドイツ語が織りなす社会と文化』関西大学出版部 29-47.
- 山本草二 (2000) 『国際法』有斐閣.

Ammon, Ulrich. (2003). Deutschsprachige Minderheiten in Europa im Vergleich zu Elsass. In *Colloque international sur l'enseignement de l'allemand, langue régionale en Alsace* le 21/22 mars 2003 Strasbourg - Guebwiller, S. 2-21.

- Carson, Lorna. (ed.) (2003). *Multilingualism in Europe — A Case Study*. Madariaga European Foundation. Brussels: P. I. E. -Peter Lang.
- de Cillia, Rudolf. (1997a). "Ich glaub, daß es schon richtig ist, daß der österreichische Dialekt do muaß i sogn, holt bleibt" — Einstellungen der ÖsterreicherInnen zu ihrem Deutsch. In *Österreichisches Deutsch und andere Varietäten plurizentrischer Sprachen in Europa*. Rudolf Muhr und Richard Schrodt (Hrsg.), S. 116-126. Wien: Hölder-Pichler-Tempsky.
- (1997b). Alles bleibt, wie es ißt. In *Jahrbuch Deutsch als Fremdsprache* 23, S. 239-258.
- Clyne, Michael. (1992). *Pluricentric Languages: Differing Norms in Different Nations*. Berlin/New York: Mouton de Gruyter.
- Forer, Rosa und Hans Moser. (1988). Beobachtungen zum westösterreichischen Sonderwortschatz. In *Das österreichische Deutsch*. Peter Wiesinger (Hrsg.), S. 189-209. Wien/Köln/Graz: Böhlau.
- Kloss, Heinz. (1978). *Die Entwicklung neuer germanischer Kultursprachen seit 1800*. 2. Aufl., Schwann.
- Lohse, W. Christian. (Hrsg.) (2004). *Die deutsche Sprache in der Europäischen Union*. Baden-Baden: Nomos.
- Markhardt, Heidemarie. (1998). Sprachpolitik der EU am Beispiel des österreichischen Deutsch oder: "Erdäpfelsalat bleibt nicht Erdäpfelsalat". In *Sprache und Politik*. Bernhard Kettermann, Rudolf de Cillia und Isabel Landsiedler (Hrsg.), S. 56-72. Frankfurt a.M.: Peter Lang.
- Markhardt, Heidemarie. (2005). *Das österreichische Deutsch im Rahmen der EU*. Frankfurt a.M.: Peter Lang.
- Metzler, Karin. (1988). Das Verhalten Vorarlbergs gegenüber Wortgut aus Ostösterreich, dargestellt an Beispielen aus dem Bezeichnungsfeld "Essen, Trinken, Mahlzeiten". In *Das österreichische Deutsch*. Peter Wiesinger (Hrsg.), S. 211-223. Wien/Köln/Graz: Böhlau.
- Muhr, Rudolf. (2003). Erdäpfelsalat bleibt Erdäpfelsalat? In *Sprachenpolitik in Österreich*. Brigitta Busch und Rudolf de Cillia (Hrsg.), S. 196-225.

Frankfurt a.M. : Peter Lang.

Pohl, Heinz Dieter. (1997). Gedanken zum Österreichischen Deutsch (als Teil der "pluriarealen" deutschen Sprache. In *Österreichisches Deutsch und andere Varietäten plurizentrischer Sprachen in Europa*. Rudolf Muhr und Richard Schrodtt (Hrsg.), S.67-87. Wien: Hölder-Pichler-Tempsky.

Quell, Carsten. (1998). Requirements, Dynamics and Realities of Language Use in The EU: A Case Study of the European Commission. In *Language Legislation and Linguistic Rights*. Douglas A. Kibbee (Ed.), pp.288-309. Amsterdam, Philadelphia: John Benjamin.

Schloßmacher, Michael (1996). *Die Amtssprachen in den Organen der Europäischen Gemeinschaft*. Frankfurt a.M. : Peter Lang.

Stark, Franz. (2000). Sprachförderung und Außenpolitik — Kritik der Politik der Bundesregierung. In *Sprachförderung*. Ulrich Ammon (Hrsg.), S.93-102. Frankfurt a.M. : Peter Lang.

Stark, Franz. (2002). *Deutsch in Europa — Geschichte seiner Stellung und Ausstrahlung*. Asgard: Sankt Augustin.

(関西大学)